

有姿除却

Q : 当社には、将来使用する見込みのない金型があります。廃棄せずに除却損を計上することはできませんか？

A : 一定の要件に合えば、除却損を計上することができます。

【解説】

企業が固定資産を除却する場合は、原則として、その固定資産を解撤、破砕、廃棄等を行わなければならない。その場合には、固定資産の帳簿価額からその処分見込価額を控除した残額を除却損として計上することができることとなっています。

しかし、固定資産の解撤、破砕、廃棄等に多額の費用が見込まれるという場合にも原則どおりの取扱いをしなければならないとすると実情に即さないことから、次のような場合は、解撤、破砕、廃棄等をしていなくても、その資産の帳簿価額から処分見込価額を控除した金額を除却損として損金に算入することができます。これを有姿除却といいます。

- ① 現にその使用を廃止し、今後通常の方法により事業の用に供する可能性がないと認められる場合
- ② 特定の製品の生産のために専用されていた金型等で、その製品の生産を中止したことにより将来使用される可能性がほとんどないことがその後の状況等からみて明らかの場合

